

2018年1月11日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

東京都生活協同組合連合会
会長 理事 竹内 誠

生活扶助基準の引き下げについて見直しを求めます

(意見)

私たち東京都生活協同組合連合会は、生活扶助基準を削減する政府方針の決定に対して強い懸念を表明するとともに、その見直しを求めます。

(理由)

政府は、生活保護のうち食費などの生活費に充てる「生活扶助」を削減する方針を、12月18日の財務相・厚生労働相予算折衝で合意・決定しました。都市部の子どもがいる世帯や高齢単身世帯の削減幅が大きく、最大5%程度の減少となる見通しです。母子加算や3歳未満の支給も削減され、実施されれば都市部で夫婦と子ども(3~5歳)一人世帯の場合は4~5千円、同じく都市部の母と子ども2人(小中学生)の場合は1万円以上の減額になります。都市部の高齢単身世帯でも5~6千円の減額となります。

生活扶助基準の変更は、就学援助や住民税非課税限度額、介護保険や国民健康保険の保険料減免基準など他の多くの制度と連動しており、その引き下げはセーフティネットの切り下げを意味し、国の社会保障の考え方の根幹にかかわります。生活保護基準部会では、一般国民の消費水準に合わせて生活扶助基準を上下させる「水準均衡方式」による今回の削減について、「一般低所得世帯との均衡のみで生活保護基準の水準を捉えていると絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、これ以上下回ってはならないという水準の設定についても考える必要がある」「最低限度の生活を送るための水準について本質的な議論を行った上で、単に消費の実態に合わせるとの考え方によらない、理論的根拠に基づいた検証方法を開発することが求められる」などの懸念や意見も出されています。

日本の相対的貧困率は約16.1%(2014年)に達し、OECD諸国では最低レベルにあります。生活保護は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的な施策です。生活保護基準より低い所得での暮らしを余儀なくされている人と比較して基準を下げるのではなく、そういう人たちが少なくとも生活保護の水準で暮らせるよう、制度として手を差し伸べるべきであり、それが貧困の連鎖を断ち切り、持続可能な共生社会を支えるセーフティネットの考え方であるべきです。

東京都内の各生活協同組合は、都市部で進行する貧困や格差拡大、特に子どもの貧困への対策として、NPO・市民団体と協力して「子ども食堂」や「無料塾」などを行い、所得格差の子どもへの影響を食い止める取り組みを行っています。今回の削減方針は、経済的弱者である子どもや高齢者がさらに追い詰められ、貧困・格差が拡大する恐れがあることから、その見直しを強く求めます。